



平成 25 年 3 月 吉日  
上原 労務 管理 事務所  
TEL861-2861 FAX862-4066

会 員 各 位

## 高年齢者雇用安定法の改正 (お知らせ)

拝啓 貴社ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別の御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高年齢者雇用安定法の改正に伴う **労使協定、就業規則** の変更手続きはお済みになりましたでしょうか。

労使協定で選別基準を設け、選別した定年後対象者を 65 歳まで再雇用する雇用確保措置を導入している事業主で、選別基準を法改正後も引き続き利用したいのであれば、「経過措置」による老齢厚生年金の報酬比例部分支給開始年齢以降に「選別基準」を利用できる労使協定を締結した上、就業規則には、**選別基準適用年齢に至るまでの間は、原則として定年後の対象者を全員雇用し、その適用年齢以降に上記「経過措置」を利用する旨規定**する必要があります。

また、その労使協定と就業規則は、**平成 25 年 3 月 31 日まで**の間に締結・作成しなければなりません。

そこで、年度末のご多忙の折、お手数ではございますが、今一度ご確認の上、労使協定の締結、就業規則の変更 がまだお済みでない事業所につきましては、当事務所まで至急ご連絡下さいます様お願い致します。

敬具